

関係各位（別記）

北海道農政部食の安全推進監

小清水町内の死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザが確認された事例に係る  
飼養衛生管理基準の遵守の再徹底について

日頃より家畜衛生の推進に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

令和 4 年 1 月 22 日に小清水町で回収された死亡野鳥（オオワシ）で A 型インフルエンザウイルスが確認されていた事例について、環境省が詳細な検査を実施したところ、2 月 1 日付けで、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）であることが判明しました。

道内では、1 月 2 日に回収された苫前町のオジロワシ、1 月 20 日及び 23 日に根室市で回収されたハシブトガラス、さらに、1 月 23 日に雄武町で回収されたオジロワシにおいても本病ウイルスが確認されていることから、本病が農場への侵入するリスクは非常に高い状況にあります。

つきましては、これまでも「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 3 年 9 月 5 日付け畜産第 1230 号）及び「高病原性鳥インフルエンザの防疫に係る消毒・点検強化キャンペーンの実施について」（令和 3 年 10 月 27 日付け畜産第 1468 号）等により、農場の設備等の再点検及び改善並びに飼養衛生管理の徹底等について注意喚起してきたところですが、今回、「高病原性鳥インフルエンザ緊急警報発令」のリーフレットを作成したので、注意喚起のために御活用いただくとともに、下記事項に留意の上、家きんの関係者に対し、改めて、農場のバイオセキュリティの維持による本病の侵入防止の徹底について、御指導いただきますようお願いいたします。

記

- ・農場へ出入りする際の長靴や資材、手指（手袋）、車両等の消毒を徹底すること。
- ・防鳥ネットや鶏舎の破損を点検・修繕し、野生動物の侵入防止を徹底すること。
- ・鶏舎専用の長靴を使用し、鶏舎周囲は消石灰を散布するなど定期的に消毒すること。
- ・鶏舎内のねずみは、殺鼠剤や粘着シート等で定期的に駆除すること。
- ・毎月の自己点検を確実に実施し、不備を確認した場合は直ちに改善すること。
- ・異常家きんが確認された場合、速やかに管理獣医師・家畜保健衛生所に届出ること。

連絡先

生産振興局畜産振興課家畜衛生係 主査（防疫）

TEL：011-231-4111（内線 27-783）

Mail：honma.shintaro@pref.hokkaido.lg.jp